

財務省告示第七十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（変動・十五年）（第四十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため
の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）

三 振替法の適用等
第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額

四 発行方法

競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額

十四 後第二期 の利子以	$\frac{\text{額面金額} \times 1.25 \times 1}{100 \times 2}$	<p>す次そが金と平○ンた四「き直九た子年ン○年</p> <p>る号の銀額し成パトだ五基算近年、計当トパー</p> <p>期及翌行を、し、十、一、セ、し、パ、算出に、発、算、り、セ</p> <p>日び営休支、次、九、十、回、控、セ、利、さ、お、か、行、期、間、各、利、払、期、に、お、け、る</p> <p>につ十五日に支、算、式、に、よ、り、算、出、し、た、は、、その、率、は、</p> <p>いて同、じ、。</p>	十三 初期 利子	口 後第二期 の利率以	十二 初期 利率	<p>行争非者特 入価・別 札格第参 発競加</p>
<p>を毎年二月二十日及び八月二十日</p>						

て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{標準金利} \cdot 0.45}{100} \times 1}{2}$$

十五	償還期限	平成三十四年二月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利支	日本銀行
十八	払込場 所 参加	財務大臣から通知を受けた者
十九	払込期 日	平成十九年二月二十日